

【利子補給申請の手続きについて】

Q 1 : 利子補給の申請手続きや交付までの流れについて、教えてください。

【回 答】

①中小企業者（利子補給金交付対象者）は、融資の申し込みと併せて金融機関に利子補給の申請・請求を委任する。すでに、融資を受けている方は、融資を受けた金融機関窓口
に利子補給の申請・請求の委任をする。

↓
中小企業者から金融機関への提出書類：○委任状（様式第3号）

○認定書の写し

○その他金融機関から求められた書類

②金融機関は、①の委任に基づき年2回（4月～9月分（上期分）は10月末日まで、
10月～3月分（下期分）は4月末日まで）、対象者を金融機関ごとに取りまとめ、県に
利子補給金の交付申請をする。

↓
金融機関から県への提出書類：○①で提出を受けた書類

○新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金
交付申請書及び実績報告書（様式第1号）

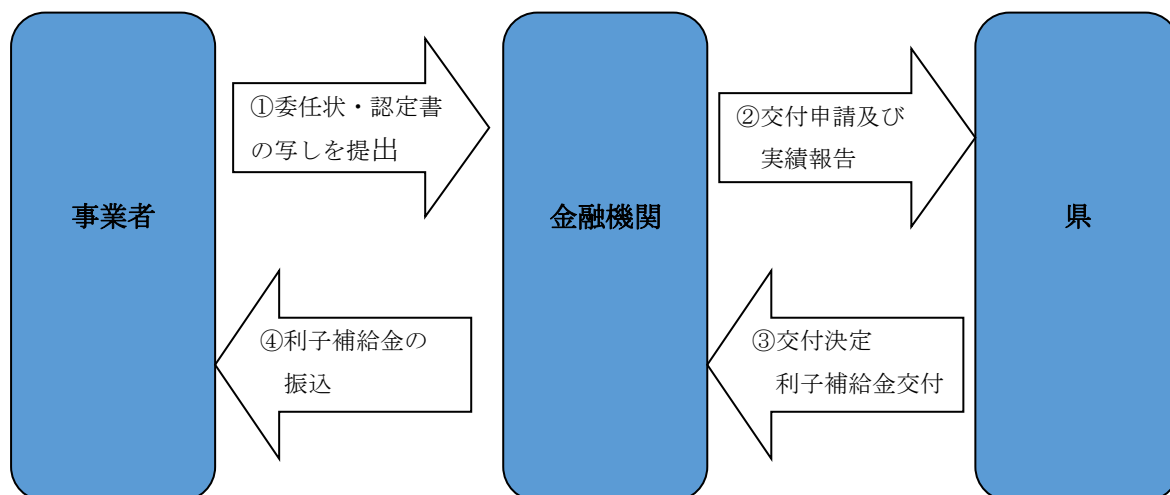
○利子補給資金計算書兼補給対象者情報一覧表
（様式第2号）

○受取り子証明書（明細書）

③県は、対象限度額（6,000万円以内）等の内容を確認し、金融機関に交付決定する
とともに、決定した利子相当額を速やかに金融機関に交付します。



④金融機関は、事業者に利子相当額の振込をします。（年2回）



【利子補給対象者について】

Q 2 : 新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けていれば、利子補給の対象となるのですか？

【回答】

- 融資を受けた中小企業者のうち、個人事業主（小規模に限る）は、売上高▲5%以上、小・中事業者（個人事業者を除く）は、売上高▲15%以上の場合に利子補給の対象となります。
- 利子補給の対象限度額は、融資合計額とし一中小企業者あたり6,000万円以内、補給期間は3年間です。

Q 3 : 利子補給の対象期間である「3年間」とは？

【回答】

- 融資実行日から3年後の応当日の前日までを指し、同日と最終約定支払日が異なる場合には、同日までの補給対象額は、日割り計算により行います。（応当日が土曜・日曜であっても3年後の応当日前日までが対象となります）

Q 4 : 当初、4,000万円借りて、500万円返済した場合、あと、2,500万円借りられると思いますが、その場合、利子補給金の対象額は、どのようになりますか。

【回答】

- 借入金残高の合計が6,000万円を超えない限り、利子補給の対象となります。
例えば、当初借入4,000万円のうち、500万円が返済されれば、500万円分融資額が増えることから、2,500万円を借り入れした場合、その全額が利子補給の対象となります。

Q 5 : 提出する市町村が発行する認定書は、写しでいいですか？

【回答】

- 写しで構いません。

Q 6 : 2回目以降の交付申請でも委任状、認定書の写し、償還予定表の提出は必要ですか？

【回答】

- 委任状、認定書の写し、償還予定表については、一度提出していただければ、2回目以降の提出は必要ありません。
- ただし、提出した書類の内容に変更が生じた場合（会社名変更・代表者変更・償還予定の変更等）には、その書類について再提出をお願いいたします。

【利子補給限度額について】

Q7： 1社で融資を同時に受けた場合、利子補給はどうなりますか？

【回答】

- 1社で複数の融資を同時に受けた場合、その合計額が6,000万円以内であれば、その融資額全額に対する支払利子相当額を補給します。

例 ①融資額 4,000万円

②融資額 2,000万円

⇒ ①と②の融資額全額に対する支払利子相当額を補給します。

- なお、利子補給の期間は、融資実行日から3年間です。

Q8： 1社で複数の対象資金の融資の時期を別にして受けた場合、利子補給はどうなりますか？

【回答】

- 1社で複数の融資の時期を別にして受けた場合、その合計額が6,000万円以内であれば、それぞれの融資額に対する支払利子相当額を、それぞれの融資実行日から起算して3年間、補給します。

例 ①融資額 3,000万円

融資実行日 令和2年5月1日

②融資額 3,000万円

融資実行日 令和2年7月1日

⇒ 融資額全額に対する支払利子相当額を①については令和2年5月1日から3年間、②については令和2年7月1日から3年間補給します。

- 利子補給の期間は、融資を受ける日から起算して3年間です。

【その他】

Q9： 利子補給金の振込口座は、どの口座を指定してもよいのですか？

【回答】

- 振込口座は、融資を受けた新型コロナウイルス感染症対応資金の返済のための口座を指定してください（融資を受けた名義と同じ名義の口座に限ります）。

Q10： 中小企業者（補給金対象者）には、補給金額や振込日などは、どのように知らせるのですか？

【回答】

- 原則として、交付申請から振込みまで、金融機関に委任されていますので、交付決定の通知も金融機関に行います。
- 金融機関から年2回（6月と12月）振込を行いますので、通帳を記帳してご確認ください。